



長野県報

12月15日(月)
平成20年
(2008年)
第2025号

目次

規則

長野県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則(警務課) 1

告示

土地収用法に基づく事業の認定(企画課土地対策室) 1

解除予定保安林にする旨の通知(森林づくり推進課) 2

昭和44年選告示第4号(地方自治法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律による直接請求をするための選挙権を有する者の数)の一部改正(選挙管理委員会) 2

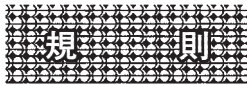
公告

一般競争入札(情報統計課) 3

特定非営利活動法人の設立の認証申請(生活文化課NPO活動推進室) 4

土地区画整理組合役員の就任の届出(都市計画課) 4

一般競争入札(病院事業局) 4



長野県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成20年12月15日

長野県公安委員会委員長 宮 下 行 一

長野県公安委員会規則第9号

長野県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

長野県警察の組織に関する規則(昭和38年長野県公安委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項第1号中「及び定員」を削り、同項第6号を削り、同項第7号を同項第6号とし、同項第8号から第13号までを1号ずつ繰り上げ、同条第3項を次のように改める。

3 警務課に、次の各号に掲げる事務をつかさどらせるため、犯罪被害者支援室を付置する。

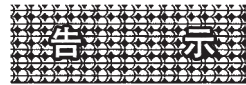
- (1) 犯罪被害者支援に係る企画、調査及び総合調整に関すること。
- (2) 犯罪被害者等給付金に関すること。
- (3) オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律(平成20年法律第80号)第3条第1項に規定する給付金に関すること。

別表第2の23の松本市村井・寿交番の項中「大字芳川野溝」を「大字芳川野溝 野溝東1丁目及び2丁目」に改める。

附則

この規則は、平成20年12月18日から施行する。

警務課



長野県告示第659号

土地収用法(昭和26年法律第219号。以下「法」という。)第20条の規定により、次のとおり事業の認定をしました。

平成20年12月15日

長野県知事 村 井 仁

- 1 起業者の名称
小谷村
- 2 事業の種類
小谷村交流センター保全事業
- 3 起業地
 - (1) 収用の部分
北安曇郡小谷村大字千国字谿岩地内
 - (2) 使用の部分
なし
- 4 事業の認定をした理由
 - (1) 法第20条第1号要件(収用適格事業)
小谷村交流センター保全事業(以下「本件事業」という。)は、法第3条第32号に掲げる公共の用に供する施設に関する事業に該当する。
 - (2) 法第20条第2号要件(起業者の意思と能力)
本件事業の起業者である小谷村は、事業遂行について必要な財源措置を講じており、本件事業を遂行するための十分な意思と能力を有している。
 - (3) 法第20条第3号要件(事業計画の公益性)